

明治四十年法律第二十一號中改正法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ大正十二年一月二十五日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

- 海江田準一郎君 松實喜代太君 田邊 熊一君
望月 政友君 野呂 駿三君 高野 毅君
鶴澤 宇八君 平出喜三郎君 土居 通憲君
同月二十六日午前十時二十分委員長理事五選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

海江田準一郎君 松實喜代太君 田邊 熊一君
望月 政友君 野呂 駿三君
年長者野呂駿三君投票管理者トナル

野呂投票管理者ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

松實委員ハ投票ヲ用キス委員長及理事ノ指名ヲ投票管理

者ニ一任スヘントノ意見ヲ提出ス
野呂投票管理者ハ松實君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ海江田準一郎君ヲ委員長ニ松實喜代太君ヲ理事ニ指名ス

海江田委員長ハ就任ノ挨拶ヲ述ヘ散會ヲ宣告ス
于時午前十時三十分

會議

大正十二年一月三十日午後一時四十五分開議
出席委員左ノ如シ

- 委員長 海江田準一郎君
理事 松實喜代太君
田邊 熊一君 望月 政友君 野呂 駿三君
高野 毅君 鶴澤 宇八君 平出喜三郎君
土居 通憲君

出席政府委員左ノ如シ
拓殖事務局長 元田 敏夫君
樺太廳長官 永井金次郎君
樺太廳事務官 石坂 豊一君

本日の會議ニ上リタル議案左ノ如シ

明治四十年法律第二十一號中改正法律案(政府提出)
海江田委員長 是ヨリ開會致シマス、先ヅ以テ便宜上政府委員ノ御説明ヲ求メマス

永井政府委員 大體ニ付テ申上ゲマスガ、四十年法律第二十一號ノ改正案ハ、要シマスルノニ極メテ簡單ナル問題デゴザイマシテ、樺太ニ於ケル租税ノ税目中ニ、漁業税ト云

フ一項ヲ追加シタイノデアリマス、元來樺太ニ於キマシテハ、漁業料ト云フモノヲ徵收シテ居ッタノデアリマスガ、之ヲ租税ト致シマスル事柄ハ、當業者ノ上ニ非常ニ便宜ガアルノデアリマス、詰リサウシマス、當業者ノ納税ノ資格ニ於テ利益アル事柄、或ハ特典アル事柄ハ、漁業税トナリマスト、當業者ノ納税資格ニ編入サレマス爲ニ、其等ノ利益特典ハ、一切當業者ノ利益トナルノデアリマス、又政府ト致シマシテモ、之ヲ租税ト致シマス、徵收ノ上ニ於キマシテハ、國稅徵收法ヲ適用スルコトガ出來、且又收入ノ確實ト安全ヲ期スル點ガアリマスカラ、之ヲ改正致シタイノデアリマス、尙ホ此漁業料ヲ租税ニ改正致ス機會ニ於テ、今日ノ實際ヲ考慮致シマシテ、幾ラカ輕減ノ方針ヲ採ッタノデアリマス、即チ現今漁業料ト致シマシテハ、生産額ニ對シテ千分ノ七十デアリマスガ、今度之ヲ千分ノ五十トシテ、二十ノ減額ヲモル約三十万内外、二十七万乃至二十九万ト云フ所デアリマスガ、之ヲ改正致シマシテモ、總額ニ於テハ、本年ノ豫算ニ計上致シテ置キマシタ如ク二十七万圓ト云フコトデ、總額ニ於テハ大ナル差違ハ無イノデアリマス、右様御了承ヲ願ヒマス

松實委員 御尋致シマス、樺太ノ漁業料ヲ改正シテ、租税トシテ徵收スルコトハ、多年當業者ガ希望シタ所デアルト承ツテ居リマスガ、今日樺太ヲ領有シテ以來十八年ニナリマスガ、其間隨分高イ料金ヲ徵收シテ居ッタ爲ニ、樺太ノ漁業ノ發達ヲ妨ガタコトモアラウト思ヒマスガ、只今ノ御説明ヲ承リマス、幾分ノ輕減スルト云フコトデアリマスカラ、其點ハ宜イノデアリマスガ、併シ之ヲ少ナクとも縣ト云フノデアリマセスガ、近隣ノ北海道ノ水産税ト比ベルト、マダ餘程高率ノヤウニ考ヘラレマス、之ニ就テ當局者ハ其割合ナドニ就テ調査シタコトガアルラウト思ヒマスガ、其點ヲ承ツテ見タイト思ヒマス、全體樺太ハ漁具其他必要ナ物ハ、大部分北海道カラ物資ヲ仰イデ居ル管デアリマスカラ、其點カラ言ヘバ寧ろ北海道ヨリ幾分輕クシタ方ガ適當デアラウト思ヒマス、尤モ北海道ヨリハ樺太ノ方ガ收獲ガ豐富デアルト云フ上カラ言ヘバ負擔力モ幾分カアルヤウニ考ヘラレマスケレドモ、徵收スル上ニ於テ、收獲カラ率ヲ立テ、居リマスカラ、幾分輕クテモ十分ニ租税ノ額ハ上ガルト思ヒマスガ、是等ニ就テ御考ハドウデアアルカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、ソレカラ次ニ伺ヒタイノ

ハ、漁業税ヲ設定スルコトニナリマスレバ、町村税ヲ附加サレルコトハナイノデアアルカ、其事ヲ伺ヒタイノデアリマス、町村税ヲ附加サレルコトニナレバ、千分ノ七十ヲ五十二シテモ却テ結果ハ増率ニナリマセウカラ、其點ニ就テハ當局者ハ如何ノ御考ニナツテ居リマスカ、ソレカラ其次ニハ、若シ只今ハ附加税ヲ課セズデモ、將來ニ於テ之ヲ課スル場合ガアル、町村税ノ附加税ヲ課スル場合ガアルトスレバ、町村税デハアリマセス、町村税ニ對シテデナク、地方税ニ對シテ附加税ヲ課スル場合ガアルト云フコトニナレバ、結局ハ同ジコトニナル譯デアアルガ、サウ云フ場合ニハ本税ハ幾分か減ジテ、漁業者ノ負擔ヲ地方税トシテハ輕ク、ソレト合セテ町村税デ今ノ負擔額位ノ程度ニ止メ置ク御考デアリマセウカ、其事ヲ御伺ヒシタイノデアリマス、ソレカラ税ニ關スル事ハ只今ノ三點デアリマス、其次ニ御伺ヒシタイノハ、昨年樺太ニ自治制ヲ施行シタ町村ガアルト思ヒマスガ、其施行シタ所ハ何程デアアル、又何處々デアアル、又未施行地ハ何程アツテ、サウシテハ何時ヨリ自治制ヲ施行スル御考デアアルカ、之ヲ序ナガラ御伺ヒシタイノデアリマス

永井政府委員 只今松實君ノ御質問ニ對シマシテ、逐次御答致シマスガ、漁業税ト北海道ノ漁業税トノ比較デゴザイマスガ、是モ北海道ヨリ樺太ガ今日ノ改正ニ於テ少シ高率ニナツテ居ルト記憶シテ居リマス、併ナガラ樺太ノ漁業ト云フモノハ、以前ハ所謂入札ニ依ツテ免許料ヲ定メタモノデアリマシテ、占領當時ニ於キマシテ、入札ニ依ツテ免許料ヲ定メタモノデアリマスカラ、非常ニ高率デアリマシタノデ、當業者ハ非常ニ免許料ニ對シマシテ、大ナル苦痛ヲ感ジテ居ッタノデアリマスガ、其後漸次改良致シマシテ、ト云フノハ漁業場所ガ無クナリマシタ結果、勢ヒ免許料ニ於キマシテ徵收出來ヌヤウナ結果ニナツタノデ、詰リ漁業料ト云フモノニ改正致シマシタ、生産額ニ依ツテ漁業料ヲ定メルコトニナツタノデアリマス、其以來尙ホソレハ免許料ニ比較シテ非常ニ安クナツタノデアリマス、夫等ヨリ比較致シマシテ、今日漁業料ニナツテ居リマスガ、ソレト今日ノ漁業料ヲ比較スルト、ソレヨリ低率ニナツテ居リマス、爲ニ幾分漁業者ノ上ニ於テ負擔ノ輕減ヲ來シタ次第デアリマス、殊ニ第二ノ御問ノ夫等町村附加税ハ、樺太ニ於テハ當分課セズ積リデ、北海道ニ於テハ町村附加税ヲ課シテ居リマスケレドモ、樺太ニ於キマシテ町村附加税ハ當分課セズ積リデ、附加税ヲ課サナイコ

トガ即チ北海道漁業料ニ比較シテ決シテ高率ト認メナイノ
デゴザイマス、尙ホ町村附加税ノ將來ニ對シテ、ドウ云フ御
尋デゴザイマスカ、只今當局ト致シマシテハ、樺太ノ町村附
加税ハ當分課サナイ方針ヲ有ッテ居ルノデアリマス、當分課
サナイ方針ヲ有ッテ居リマスガ、併ナガラ町村ノ負擔ガ非常
ニ重クナッテ、ドウシテモ相當ノ財源ガ必要デアルト云フヤ
ウナ場合ニ於キマシテハ、其場合ニハ其場合適當ナ處置ヲ
執リタイト考ヘテ居リマス、或ハ本税ヲ低クスルナリ、或ハ
其他方法ヲ執ル考ヘデアリマスガ、要スルニ今日ニ於キマ
シテハ、當分附加税ヲ課セナイモノト御承知ヲ願ヒマス、税
ニ關シテノ御尋ハ右様デゴザイマスガ、尙ホ最後ニ御尋ノ
町村制ノ問題ニ付テ御答致シマスガ、今日町村制ヲ施行シ
テ居ル町村ガ、確カ十町村ト記憶シテ居リマスガ、マダ町村
制ヲ敷カヌ町村ガ二十町村計アリマス、マダ町村制ヲ施
行シナイ町村ニ對シマシテ、本年度ニ於テ豫算ヲ出シテ居
リマスカラ、若シ幸ヒ豫算ガ通過致シマシタラバ、本年四
月一日カラ全島ニ對シテ町村制ヲ施行シタイト考ヘマス、
要スルニ町村制ヲ施行シマシタ結果、非常ニ宜シイヤウニ考
ヘマス、デ尙ホ全島ニ亘ッテ町村制ヲ施行シマス方ガ、樺
太ノ拓殖上非常ニ必要ガアルト考ヘマスノデ、全島ニ町村
制ヲ敷キタイト考ヘテ居リマス

○鵜澤委員 只今松實君ノ御質問ニ依リマシテ、長官ノ御
答ニ依リマシテ、此處漁業料ヲ漁業税ニ改メマシタ
結果ト致シマシテ、此地方ノ町村附加税ハ當分サセヌ積リデ
アルト云フ御言葉デゴザイマスガ、申迄モナク樺太ノ町村
ハ極メテ貧弱デアリマス、未ダ人口モ澤山アリマセヌデ、一
ノ自治體ヲ爲シテ居リマスモノデアリマスカラ、内地ニ於
キマシテ一番ノ負擔ノ重キヲ爲ス學校ノ如キモ、失張少數
ノ住民ガ大部分此負擔ヲ負ハナケレバナラス、隨テ町村負
擔ト云フモノハ極メテ重イデアリマス、樺太ハ申迄モナク沿
岸一帶大キナ建網ヲ以テ網羅サレテ居ルノデゴザイマス、
而モ此網羅シテ居リマス所ノ建網業者ガ、所謂樺太ノ富者
トナッテ居ルノデアリマス、非常ニ利益モ亦ソレニ依テ得テ
居ルノデアリマス、勢ヒ此町村ハ其建網業者ノ常ニ援助ヲ
受ケナケレバ、町村ノ自治上非常ニ困ッテ居ルノデアリマス、
幸ヒ此處此案ガ提出サレマシテ、漁業税トナリマシタ以上
ニナリマシテハ、樺太ノ町村ハ之ニ向ッテ町村附加税ヲ課セ
ラレ、其町村ハ其財源ノ一部ヲ得ルコトガ出來ルノデ、非常
ニ結構ナ事デアルト、本員ハ斯ウ信ジテ居ルノデアリマス、
然ルニ却テ此漁業税ニ向ッテ町村ノ負擔ヲ課ケシメザルト
云フコトヲ聞イテ、甚ダ私ハ心中遺憾ニ感ズルノデゴザイマ
ス、固ヨリ町村ノ附加税ヲ課セズト雖モ、是等即チ建網業者
ハ、相當ノ補助、若クハ其他ノ名義ヲ以テ、町村ニ町村費ノ

補助ヲサレツ、來タ事ガ多クカッタノデゴザイマスケレ共、町
村ノ補助ト云フコトニナリマスト云フト、人ニ依ッテ各々考
ガアリマシテ、ソレハ自由意思デアリマス爲メニ、或ル場合
ニ於テハ承諾スルガ、セヌ者モ數々アル、其町村ハ其財源
ノ安定ヲ得マセヌ嫌ガアッタノデゴザイマス、此處ノ漁業税
ハ、七十七ノ二ニ減額致シマシテ、極メテ漁業者ニ恩典ヲ與
ヘルノデアリマス、恩典ヲ與ヘマス結果ト致シマシテ、當然
此樺太ニ漁業ヲ致シマス所ノ其人ト致シマシテハ、是方町
村費ノ負擔位ハ當然負ハナケレバナラス、負ハシムベキ所
ノ必要アリト私ハ深ク考ヘテ居ルノデゴザイマス、之ニ向
テ町村附加税ヲサセナイト云フ御意思ノ存スル所ヲ今一應
承リタイト存ジマス

○永井政府委員 只今鵜澤君ノ御質問ニ對シテ御答致シマ
スデゴザイマスガ、町村ノ漁業税ノ附加税ヲ課セナイト云
フコトニ付キマシテ、御尤ナ御議論ノ御質問ガゴザイマシ
タガ、一應御尤ニモ考ヘテ居リマス、併ナガラ樺太ニ於キマ
シテハ、町村ノ今日ノ財源ガ非常ニ貧弱デアリマシテ、町村制
ヲ施行シマシテモ、町村ノ負擔ガ容易デアリマシテ、町村制
ノ施行ノ御質問ノ通りデゴザイマス、併ナガラ一方ニ此漁
業者ノ狀況モ考ヘテ見ナケレバナラス、併ナガラ一方ニ此漁
業者ノ樺太ノ漁業者ハ、一方ニ於キマシテ非常ニ豊漁ノ際ニ
於キマシテハ、相當ノ所得モアリセウケレドモ、今日ノ樺太
ノ漁業者ハ、ソレソレ十分ノ所得ヲ得テ居ル者ト言ハレナ
イノデアリマス、殊ニ諸般ノ費用モ嵩ミ、色々ノ事モ爲サナ
ケレバナラス、中々其費用モ掛リマス爲メ、十分ノ所得モ得
居ルトハ申サレナイノデアリマスカラ、旁々此機會ニ於テ
現在ノ漁業者ニ對シ、重大ナル負擔ヲ課スルト云フコトハ、
穩カデナイト考ヘルノデアリマス、殊ニ漁業料ヲ漁業税ニ
直シタイト云フ當業者ノ希望モ、幾分力稅ノ輕減ヲ來サシ
メタノデアアル然ルニ漁業料ヲ營業税ニ直スト同時ニ、直ニ
町村ノ附加税モ課シテ、町村ハ自由ニ幾ラデモ町村會ノ決議
ニ依ッテ自由ニ漁業税ノ附加税ヲ課スルト云フコトニナレ
バ、漁業者ノ負擔ハ容易デアリタイト考ヘルノデアリマス、旁々
斯様ナル稅ニ對シマシテハ、寧ろ町村稅ヲ附加セザルヲ以
テ、稅ノ政策上カラ申シマシテモ、得策デハナイカト考ヘマ
スルガ、漁業者ノ保護ノ上カラ申シマシテモ、樺太ノ漁業ノ
發展ノ上カラ言ヒマシテモ、得策ノコト、考ヘマスノデ、此
機會ニ町村稅ノ附加ヲ致サ、ルヲ得策ト認メタ次第デゴザ
イマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○鵜澤委員 樺太ノ從來ノ租稅ノ中ニ於キマシテ、即チ第一
ヨリ第五迄ノ租稅ノ項目ニアリマスルガ、是等ニ向ッテ町村
附加税ヲ課ケナイモノガアリマスルカドウカト云フコトヲ
一ツ承リタイ、ソレカラ只今長官ノ御言葉ニ依リマスルト

云フト、町村ハ勝手ニ非常ナ苛酷ナ町村附加税ヲ課スルト
云フ虞ヲ抱クト云フヤウナ御言葉ガアッタガ、ソレハ自カラ
樺太長官ト致シマシテ制限スルト云フコトハ、必ズ出來ル
モノデアルト信ズルノデアリマス、制限ヲ致シテソレ等ノ
不都合ノナイヤウニシテモ、課ケル御意思ハ無イノデアアルカ
ソレヲ承リタイト思ヒマス、ソレカラ序ニモウ一ツハ、樺太
ノ漁業税ヲ賦課シマスルニ當リマシテ、如何ナル方法ニ依
テ之ヲ賦課スルノデアアルカ、勿論前三年ノ收穫ニ依テ賦課ス
ルノデゴザイマセウケレドモ、其收穫ナルモノヲ確實ニ認
メルト云フ上ノ方法、私ノ承ラント欲スル趣意ハ、其方法ガ
收穫物ヲ御上ニ取上ガマシテ、鹽藏シマスルカ、若クハ荷造
ヲシテ、荷出ラシマシテ、時ニ於テ、ソレ相應ノ吏員ヲ派シテ監
督モ立チマセウケレドモ、近來ハ盛ニ中央即チ青森若クハ
東京等へ生魚ノ儘冷蔵庫トシテ出荷スル場合ガ往々アリマ
ス、是等ノ取締リヲ致シテ、如何ナル處置ヲ執ラレドモ、
ソレ等ノ收穫ノ見積モ自カラ異ナラテ來ルグラウト思フ之
ニ依テ賦課シマス根源ガ大ニ差異アルト存ジマスカラ、是
ニ向ッテ如何ナル方法ヲ講ジラレドモ、デアアルカ、先以テ一
應承リタイ

○永井政府委員 御答致シマス、現今ノ國稅ニ對シマシテ
ハ、間接稅ニ付キマシテハ全部課シテ居ルノデアリマス、尤
モ雜種稅ノ如キモノハ、大部分ハ國稅ヨリ地方稅ニ移シテ
ゴザイマスガ、其他ノ稅ニ於キマシテハ、總テ附加税ヲ課シ
テ居リマス、併ナガラ營業稅ノ如キニ於キマシテハ、極メテ
少サイ附加税ヲ課シテ居ルノデアリマスルガ、漁業稅ニ附
加スルト云フコトニナルト、課率ノ上ニ於キマシテモ研究
ノ方法デアリマスガ、見積ノ方法トシマシテハ、要スルニ今
日ノ漁業料ノ見積ト殆んど同様デゴザイマシテ、稅務ノ當
局ガ其生産者ニ就キマシテ諸般ノ點ヲ審查致シマシテ、サ
ウシテ其生産額ヲ定メル次第デゴザイマス、尤モ以前ハ鹽藏
ニ致シマシタノガ、今日ハ生賣ルト云フ風ニ致シマシテ、
多少其漁業狀態モ變ッテ居リマスケレドモ、其變リマシタ狀
態ニ應ジマシテ、適當ノ處置ヲ執リマシテ、成ベク生産額ニ
脫稅ノナイヤウニ注意ヲ拂ヒマシテ、今日ヨリ一層ノ注意
ヲ拂ッテ脫稅其他ノ事ノナイヤウニシテ、生産額ニ付キマシ
テハ、出來得ルダケ正確ノ方法ニ依ッテ調査致シタイト思ヒ
マス、ソレヲ具體的ニドウ云フ風ニシテ調べルカト云フコ
トニ付キマシテハ、今日ト變リハゴザイマセヌ

○鵜澤委員 只今拓植長官御出デノヤウデスガ、一應承ッテ
見タイト思ヒマスルガ、多クノ稅金ノ中デ町村附加税ヲ賦
課セザル稅金ガアリマスカ、ドウデアアルカ、一應承ッテ見タ

イト思フ

○三田政府委員 樺太ニ於キマシテハ、皆各、國稅ニ對シテ附加稅ヲ課シテ居ルノデアリマス...

○元田政府委員 一寸ハッキリ具體的ニ例ヲ申上ガ兼ネルノデアリマス...

○石坂政府委員 只今ノ御質問ニ付テ、私ノ心當リノ事ヲ申上ガマス...

○海江田委員 他ニ質問ハゴザイマセヌカ...

○鵜澤委員 今一言、只今石坂政府委員ノ御答ニ依ルト、色營業稅賣藥稅等ノ制限ヲシタト云フ...

○永井政府委員 只今鵜澤君ノ漁業ニ對スル町村附加稅ノ當否ニ對シテ...

○三田政府委員 樺太ニ於キマシテハ、皆各、國稅ニ對シテ附加稅ヲ課シテ居ルノデアリマス...

○元田政府委員 一寸ハッキリ具體的ニ例ヲ申上ガ兼ネルノデアリマス...

論ノアツタコトデアリマシテ、税金ニ付テハ千分ノ五十トシテ、附加稅ヲ取ラナイガ宜カラウト云フ...

○海江田委員 他ニ質問ハゴザイマセヌカ...

○鵜澤委員 今一言、只今石坂政府委員ノ御答ニ依ルト、色營業稅賣藥稅等ノ制限ヲシタト云フ...

○永井政府委員 只今鵜澤君ノ漁業ニ對スル町村附加稅ノ當否ニ對シテ...

○三田政府委員 樺太ニ於キマシテハ、皆各、國稅ニ對シテ附加稅ヲ課シテ居ルノデアリマス...

○元田政府委員 一寸ハッキリ具體的ニ例ヲ申上ガ兼ネルノデアリマス...

○石坂政府委員 只今ノ御質問ニ付テ、私ノ心當リノ事ヲ申上ガマス...

○海江田委員 他ニ質問ハゴザイマセヌカ...

○鵜澤委員 今一言、只今石坂政府委員ノ御答ニ依ルト、色營業稅賣藥稅等ノ制限ヲシタト云フ...

寧ロ増稅シテモ宜カラウト云フモノガ多イノデアリマス...

○永井政府委員 只今鵜澤君ノ漁業ニ對スル町村附加稅ノ當否ニ對シテ...

○三田政府委員 樺太ニ於キマシテハ、皆各、國稅ニ對シテ附加稅ヲ課シテ居ルノデアリマス...

○元田政府委員 一寸ハッキリ具體的ニ例ヲ申上ガ兼ネルノデアリマス...

○石坂政府委員 只今ノ御質問ニ付テ、私ノ心當リノ事ヲ申上ガマス...

○海江田委員 他ニ質問ハゴザイマセヌカ...

○鵜澤委員 今一言、只今石坂政府委員ノ御答ニ依ルト、色營業稅賣藥稅等ノ制限ヲシタト云フ...

○永井政府委員 只今鵜澤君ノ漁業ニ對スル町村附加稅ノ當否ニ對シテ...

○三田政府委員 樺太ニ於キマシテハ、皆各、國稅ニ對シテ附加稅ヲ課シテ居ルノデアリマス...

ナケレバナラズ、又ソレニ伴フ町村ニ於ケル附加税即チ地方税ノヤウナモノニ賦課スル率ト云フヤウナモノモ斟酌シテ考ヘナケレバナラズ、然ルニ今回漁業料ヲ

テヤツテ居ルノデアリマス、ソレヲ樺太廳ニ於キマシテハ如何ナルモノヲ調ベルカト申シマス、樺太廳ニ於キマシテハ、各漁場ニ付テ綿密ニ廻テ居ル處ノ漁業検査員ト云フ者

漁業税ニ直スト云フコトハ、蓋シ現狀ニ於テ穩當デナイト考ヘルノデアリマス、隨テ本税ノ率ヲ定メルニ於キマシテハ、國稅ヲ餘リニ下ゲナイデ、即チ國稅ノ財源ヲ縮少セザル

ハ、生産物検査員ト云フ者ヲ各所ニ配置シテアリマス、是等ノ各漁場ニ付テノ生賣及製造等ニ付キマシテモ、餘程綿密ニ調ベテ居リマス、各漁場其宅ノ付キマシテモ、下ノ漁場

程度ニ於テ、漁業料ヲ漁業税ニ直シタイト思フノデアリマスカラ、之ニ附加税ヲ課ケルト云フコトニナレバ、更ニ本税ヲ下ゲナケレバナラズ、相當下ゲルト云フコトニナレバ、國稅

テ居ルノデアリマス、又資本ヲ得ル關係上、其漁場ノ價格ニ依リマシテハ、或ハ元資金ノ借入モシナケレバナラズ、サウ云フヤウナ關係上、成ベク其收入ヲ減少シテ、詰リ脱税ノ目的ヲ達シヤウトスルヨリハ、寧ロ其漁場ノ價格ヲ上ゲン

源ニ相當ノ影響ヲ來スノデアリマス、寧ロ今日ノ場合ニ於キマシテハ、町村ノ稅源ハ他ニ之ヲ求メル方法ヲ執リ、而シテ國稅ニ對シマシテハ、餘リ財源ノ減ラヌヤウナ方法ヲ執ッタ

スルコトニ努メテ居ルヤウナ狀態デアアルノデアリマス、唯其時ノ廻リ合セニ依リマシテハ、不漁ニ終ル場合ニハ仕方ガアリマセケレドモ、税金ヲ免レンガ爲ニ、漁場ニ多額ナル生賣高ヲ減少シテ置クト云フコトハ、今日マデニハサウ無イノデアリマス、右申シマシタ如ク、各所ニ吏員ガ居リマス、ソレヲ十分ニ目ヲ張ツテ居ルカラ、ドウシテモ監督ノ目ヲ眩マスト云フコトハ出来ナイヤウニナツテ居リマス、鵜澤君ハ其點ニ付テハ、尙更實際ノ狀況モ御存知デアリマセウガ、今日迄ノ取扱手續ヲ、今申シマシタ事項ニ依テ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、ソレカラ先刻私ノ答辯ニ對シマシテ、鑛業税ノ例ニ依ッテ漁業税ニ町村ノ附加税ヲ許サナイト云フガ如クニ御諒解ニナツテ居ルヤウデアリマ

方宜クナイカ、要スルニ稅ヲ定メマスルニ當リマシテハ、地方稅ト本稅トノ關係ヲ定メテ——其他ノ稅モ、其稅率ヲ定メナケレバナラズト信ジテ居ルノデアリマス、要スルニ是等ノ點ガ、漁業者ニ對スル負擔トシマシテハ、蓋シ適當ナルモノデアラウト考ヘマス、併ナガラ只今ノ鵜澤君ノ御話ノ如キハ、極メテ町村ノ負擔ノ稅率ニ對シマシテハ、穩當ナル御議論ト考ヘマス、是等ノ點ハ將來ノ稅率ヲ定メル上ニ於キマシテ、十分ニ參酌致シタイト考ヘマス

シガ、私ノ答辯ハ左様ナ意味ヲ言ウタノデアリマセウ、鵜澤君カラ直接國稅ニ對シテ町村ニ對シテ附加税ヲ附加スルト云フ御質問デアリマシタガ、ソレハ自分ノ記憶デアハ、鑛業税ノ如キハ取ツテ居ラス、只今又材料ヲ調ベテ見マス、通行稅、登錄稅並ニ相續稅ノ如キハ、直接國稅デアリマス、ケレドモ、附加ラシテ居ラスノデアリマス、サウ云フ例ヲ一ツ申上ゲマシテ、更ニ樺太ノ漁業税ニ對シテ町村稅ヲ附加シナイノハ、一方ニ重イ稅ニナルカラ、他ノ營業税ノ最高額ガ千分ノ四十七・五デアアルカラ、ソレニ對シテ見ルト、國稅ノミデモ更ニ千分ノ五十二ナルカラ、是レ以上町村稅ニ課スト云フノハ、他ノ稅トノ權衡ヲ失スルカラ、他ノ稅ノ減ゼザル限り町村稅ハ取ルコトガ出来ナイト云フコトデアリマスカラ、先ツ以テ國稅ノ收入ヲ減ゼザル範圍ニ於テ、此稅率ヲ決メル爲ニ、他ノ町村稅トノ關係上取ラヌト云フコトデアリマス、左様御諒承ヲ願ヒマス

○元田政府委員 只今ノ御質問ノ御疑念ハ尤ノ事デゴザイマス、併ナガラ鵜澤君ハ尙更御存知デゴザイマセウガ、漁業家ニ於キマシテハ、漁業ノ仕入元ト、實地向フニ行ツテ居リマス、又資本方ノ關係上、生産物ヲ明瞭ニ知ツテ置クト云フ必要ガアリマス、本人ガ行ツテ製造シテ居ル者ハ少イノデアリマス、大抵ハ水上帳ト云フモノヲ持ツテ居リマシテ、或ハ生賣又ハ粉ト云フモノハ幾ラト云フコトニシ

○海江田委員長 外ニ御質問ハゴザイマセウガ、ソレデハ質問ハ是デ終了シタモノト認メテ差支ゴザイマセウカ

○鵜澤委員 今一言聽イテ置キタイト思ヒマス、先程私ノ質問ノ中デ、長官ノ御答辯デ、私一寸分り兼ネマシタ事ガゴザイマス、重ネテ御伺致シタイト思ヒマス、此漁業稅ヲ賦課徵收シマスル標準ヲ承ツタノデアリマシタガ、調査委員ヲ以テ調査セシメテ始メテ之ニ是賦課スルト云フコトデアリマス、其漁業者ガ直ニ沖合ヨリ生魚ノ儘直ニ搬出致シマシヤウナコトハ、之ヲ本人ガ誠意ヲ以テ記帳シテ置ケバ宜シケレドモ、特ニ脱稅ヲセント云フ意思ヨリ出デ、何等調ベルニ根據ノ途ノ無カッタ場合ニ於キテスル方法ハ、立ツテ居リマス、ドウカト云フコトヲ聽イタノデアリマシマス、ソレハ唯聽イタノデアリマス、調査員ヲ以テ調査致シマシタ結果ト致シマシテ賦課スル——課稅スルト云フコトデアリマス、ソレ等ニ向ツテ調査スルノ方法ハドウ云フコトニ致シマスルカト云フコトヲ一寸承ツタノデアリマス

○海江田委員長 宜シウゴザイマス

○異議ナシト呼フ者アリ

○海江田委員長 ソレデハ左様決定致シマシテ、本日ハ是デ散會致シマス、次ノ開會日ハ何レ公報ヲ以テ御通知致シマス
午後二時二十八分散會